

令和2年7月1日

第100回 神戸市個人情報保護審議会

電子申請受付システムを利用した
火災予防に関する届出の受付について

(消防局)

神消予予第 465 号
令和 2 年 6 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市消防長 長岡 賢



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

電子申請受付システムを利用した火災予防に関する届出の受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：消防局予防部予防課

電子申請受付システムを利用した火災予防に関する届出の受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【(1) ～ (3) の共通事項】

届出年月日
届出者氏名
届出者住所
電話番号
受付確認用メールアドレス
所轄消防署名

【(1) 露店等の開設届出】

開設期間
営業時間
開設場所
催しの名称
開設店数 (火気使用店舗数・未使用店舗数)
消火器の設置本数
現場責任者氏名
そのほか必要な事項

【(2) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出】

発生予定日時
発生場所
燃焼物品名及び数量
目的
そのほか必要な事項 (初期消火対策等)

【(3) 道路工事・占有・使用届出】

工事予定日
路線及び箇所
工事内容
現場責任者氏名・連絡先
そのほか必要な事項 (工期日程表、消防水利不能の有無、ガードマンの有無、土日祝祭日の
工事の有無、雨天工事の有無)
工事図面

電子申請受付システムを利用した届出等の受付方法の追加について

1 趣旨

対象である3つの届出は、いずれも神戸市火災予防条例第54条に基づき、該当行為をしようとする者については、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1) 露店等の開設届出書について

「露店等の開設届出書」とは、祭礼、縁日等多数の者が集合する催しに際しては、飲食物等を提供する露店等においてコンロ等火を使用する調理器具等（対象火気器具等）を使用するため、これらで火災が発生した場合、多数の被害が生じるおそれがあることから、同条第1項第7号に基づき、露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出ること及び消火器の準備を義務づけている。

届出には露店等及び消火器の配置図の添付を求めている。

(2) 火災とまぎらわしい煙又は火災が発生するおそれのある行為の届出書について

「火災とまぎらわしい煙又は火災が発生するおそれのある行為の届出書」（以下、「火煙上昇届出書」という。）とは、野焼き等行為自体に火災予防上の危険があるもので、消防機関がそれを知らなければ自ら火災と誤認し、あるいは一般市民からの通報によって消防隊が出動し、消防警備に混乱を生じるおそれのある行為について、同条第1項第1号に基づき、行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとしている。

(3) 道路工事・占有・使用届出書について

「道路工事・占有・使用届出書」とは、道路工事や占有等により道路が使用できない場合、消防隊の出動経路や火災現場における消防水利の使用に支障を生ずるおそれがあることから、同条第1項第6号に基づき、該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないとしている。

上記の届出は現在、①書面②電話③FAXのいずれかの方法（火煙上昇届出のみ④口頭も可）で受付しているが、これらに加え、兵庫県電子申請共同運用システム（e-ひょうご）を活用し、電子による受付を可能とする。

2 概要

兵庫県電子申請共同運用システム（e-ひょうご）を利用し、次のとおり受付を行う。

- (1) 届出者が上記システムから必要事項を入力。
- (2) 所轄消防署がシステムを確認し、受付処理を行う。

3 効果

「兵庫県電子申請共同運用システム」を活用することで、届出者の利便性向上及び消防署の事務効率化を図ることができる。

4 実施時期

令和2年7月 兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）利用開始申請

令和2年8月 実施準備（事務処理マニュアル作成・テスト）

令和2年9月 試行運用開始（中央消防署限定）、ホームページ掲載（リンク貼り付け）

令和3年4月 本格運用開始予定（全市展開）

5 想定件数

全届出で年間約500件

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 職員側のパソコンは「PC統合管理システム」により管理されており、職員証を読み込ませた上でパスワードを入力しなければ、パソコンが起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ② 申請者のパソコンと、データを受け取る兵庫県が委託している委託業者が管理するサーバとの間は、暗号化通信を行い、通信途中での漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。
- ③ 受付時に到達番号と問合せ番号（IDとパスワードに相当）を申請者に発行する。また、職員による操作については、IDとパスワードにより適切に権限設定を行い、所轄消防署の職員と申請者以外はデータにアクセスすることができないようにする。
- ④ 電子申請受付システムは共同運営システムとして構築されているため、他団体ともサーバ機器等を共有するが、IPアクセス制限により他団体からのアクセスを自動的に判断し、制止する。
- ⑤ 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク（LGWAN）」により、セキュリティを確保している。
- ⑥ 外部からの不正アクセスを阻止するファイヤーウォール（外部侵入防止装置）を設けるとともに、コンピュータウイルス対策ソフトの導入等によりウイルス感染による情報漏えい等を防ぐ措置を講じる。

(2) 運用上の保護

- ① 出力した文書は、従来と同様に、公文書分類表に基づき、規定の年数保管されたのち、廃棄される。

- ② 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに個人情報の適正管理について点検を行う。
- ③ パスワードは定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。
- ④ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

火災予防に関する届出の電子申請システムによる受付のイメージ

